

幼稚園（新制度未移行園）を利用の皆様へ



館山市教育委員会教育部こども課

令和元年10月1日から、子ども・子育て支援法の改正により、幼稚園等を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料、預かり保育の利用料が無償化（上限有り）されました。利用料が無償となるには、お住まいの市町村で給付認定を受ける必要があります。

下記の対象となる方、または継続を希望する方は、**施設等利用給付認定申請書（現況届）等を提出してください。**〔裏面参照〕

また、預かり保育を利用する方についても、「保育の必要性」の認定を受けると利用料が無償化の対象となりますので、認定申請書の他に裏面記載の書類を提出してください。

※預かり保育の利用料については、保護者の就労時間等により該当しない場合があります。

子育てのための施設等利用給付認定について

保育料無償化の対象になる場合は、館山市から「給付認定」を受ける必要があります。この「給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれ、区分によって対象施設が異なります。

給付認定の判定が終わりましたら、施設等利用給付認定通知書を発行します。なお、給付認定を受けた場合であっても、申込み内容が事実と異なる場合や就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、給付認定の取消、又は変更となることがあります。

給付認定区分	保育の必要性	対象施設
新1号認定（※1）	保育を必要としない	幼稚園、認定こども園（短時間）
新2号認定（※2）	保育を必要とする	保育園、認定こども園（長時間） 幼稚園預かり保育、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター
新3号認定（※3）		

保育を必要としない場合（幼稚園のみ利用）【無償化上限額】

※1（新1号）満3歳から＜誕生日を迎える前日＞【月額上限2.57万円】

保育を必要とする場合（預かり保育を利用）※上記金額に加え

※2（新2号）満3歳になった後の4月1日から【月額上限1.13万円まで】

※3（新3号）住民税非課税世帯の場合は、満3歳から【月額上限1.63万円まで】

◆住民税額による算定の切替時期は、毎年9月です。

※月額上限額は変更になる可能性があります。

【問合せ先】館山市役所 教育委員会 こども課 子育て支援係

TEL 0470-22-3496

子育てのための施設等利用給付認定にあたって必要な書類

※必要書類は、館山市ホームページからもダウンロードできます。

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（現況届）

子育てのための施設等利用給付認定にあたっての確認表（同意書）

（預かり保育利用者のみ必要）保育の必要性を証明する書類（下記参照）※新2号・3号認定の方のみ（対象年齢をご確認ください。）

⇒（父母及び70歳未満の同居者全員分が必要です。状況によって書類が異なりますので、下記表で確認してください。兄弟がいる場合で、保育所、学童クラブのお申込みの為、市役所こども課へ既に提出していただいている場合は必要ありません。）

状況に応じて、別途必要書類を提出していただく場合がございます。

保護者以外の同居者については、下記の状況に該当しない場合でも認定は可能です。

保護者の状況	認定できる期間	保育の必要性を証明する書類
月64時間以上の就労	就労が続いている間	就労証明書
下の子の出産前後	出産月とその前後2か月	母子手帳
疾病・負傷・障害	療養を必要としなくなるまで	・申立書（病気療養・介護・看護用） ・診断書（症状・保育できない期間の記載があること）／障害者・療育手帳（写） ／介護保険証（写）のいずれか
介護・看護・付添	介護等を必要としなくなるまで	
災害復旧	必要な期間	罹災証明書
求職活動	90日間	求職活動申立書
就学	卒業（修了）予定月の末日まで	・入学許可証または在学証明書 ・時間割表
その他	必要な期間	

※保育を必要とする事由に変更があると認定区分が変更となる場合があります。ご家庭の状況に変更があった時には、必ず市役所こども課にて手続きをお願いします。

※提出期限：令和8年2月2日（月）～2月16日（月）

途中入園等の場合、認定希望日の前月15日まで（申請日より遡っての認定はできませんのでご注意ください。）

提出先：館山市こども課（幼稚園に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出してください。）

給食費の一部補助について

※要件に該当する方で希望する場合は、申請してください。（別紙参照）

月額上限：4,800円 ※年収360万未満相当の世帯と第3子以降の子ども（小学3年生以下の兄姉がいる場合）が対象

館山市実費徴収に係る補足給付費支給申請書